

大規模災害発生時における人的支援に係る市町村の対応

I 平時

(1) 災害マネジメント支援員の登録（フロー図：応援 平時）

- ・登録要綱で定められた[7]災害マネジメント総括支援員等推薦書及び[8]により推薦し、総務省が主催する研修を受講することで登録がなされる。研修の受講等を通じて支援員を養成することで災害対応力の向上を図ることができる。

(2) 中長期派遣可能な技術職員数の報告（フロー図：応援 平時）

- ・技術職員派遣制度による応援職員派遣のため、毎年4月1日時点の派遣可能技術職員数を[9]により報告する。

II 発災時から1週間（短期派遣）

(1) 独自の応援職員派遣を検討（フロー図：応援 発災時から1週間 左上）

- ・各市町村で締結している災害時相互応援協定や、友好都市連携など、市町村間の繋がりなどにより派遣先を検討する。被災市区町村のニーズを把握し、物的・人的支援を決定する。

(2) 対口支援に向けた調整（フロー図：応援 発災時から1週間⑥）

- ・総括支援チームの派遣要請があった場合は、災害マネジメント支援員の人選を行う。
- ・市町村は[4]「【災害名】に係る受援・応援について」にて派遣可能職員を回答する。被災市区町村からの応援職員のニーズや[4]の回答内容を元に、県と市町村で派遣職員の人選や派遣期間、班体制などを調整する。

III 発災1週間から1か月（短期派遣）

業務支援に係る調整（フロー図：応援 1週間から1か月）

- ・応援職員派遣終了時期は対口支援団体と対口支援を受け入れている被災市区町村で協議する。

IV 発災から概ね1か月以降（中長期派遣）

(1) 技術職員派遣制度による応援職員派遣（フロー図：応援 1か月以降 上段）

- ・Iの(2)で報告のあった人数をもとに応援職員を派遣する。

(2) 「総務省スキーム」による応援職員派遣（フロー図：応援 1か月以降 中段）

- ・全国市長会・全国町村会を通じて被災市区町村から職員派遣要請がなされ、各団体で応援職員の派遣申出を行う。

(3) 独自調整による応援職員派遣（フロー図：応援 1か月以降 下段）

- ・災害相互応援協定や友好都市連携等、市町村間の繋がりをもとに応援職員を派遣する。